

投資情報

多国籍企業に対し、クロスボーダー人民元建てプーリング 及び相殺決済など、集中取引の大幅な規制緩和が進展

～銀発[2014]324号通知の施行～

2014年に入り、クロスボーダー・キャッシュ・マネジメント取引に関する規制緩和が大幅に進展しています。中国（上海）自由貿易試験区（以下“自貿区”と省略）では既に、「自貿区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する通知」（銀総部発[2014]22号、以下“自貿区22号通知”と表記）及び「自貿区建設を支持する外貨管理実施細則の公布に関する通知」（上海匯発[2014]26号）が施行されています。これにより、自貿区企業を幹事企業とする中国国内外のグループ企業間において、クロスボーダー人民元建て取引ではプーリング及び経常項目の集中決済（集中受領・支払い）が認められ、更に外貨建て取引では相殺を含む経常項目の集中取引及び資本項目の集中取引（外債限度枠の集中など）が可能となるなど、クロスボーダー・キャッシュ・マネジメント取引において、大幅な規制緩和が進められています¹。

また、多国籍企業に対しては、「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定（試行）」（匯発[2014]23号）が2014年6月1日より施行され、外貨建て取引において同様の経常項目及び資本項目の集中取引が中国全土において認められています²。

今般、「多国籍企業グループのクロスボーダー人民元資金集中運営管理業務展開に関する通知」（銀発[2014]324号通知、以下“324号通知”と表記）が2014年11月1日より施行され、多国籍企業が行うクロスボーダー人民元建て取引に対しても、プーリング及び相殺を含む経常項目の集中取引が中国全土において開放されました。これにより、外貨建て取引に加えて人民元建て取引においても、中国全土でクロスボーダーでの資金集中取引が認められたことになり、画期的な規制緩和が進展しています。

324号通知では、クロスボーダー人民元建て取引を実施するために、多国籍グループ企業の取引規模、プーリング資金の用途及びプーリング資金の海外からの流入可能金額の上限などについて、厳格な要件を設定しています。

¹ 参照資料：「トーマツ チャイナ ニュース Vol.138号（2014年3月）」。

² 参照資料：「トーマツ チャイナ ニュース Vol.140号（2014年5月）」。

一方において、324号通知では、自貿区22号通知が容認しなかった人民元建ての相殺決済が認められています。更に自貿区22号通知では、幹事企業に自貿区企業を指定しなければならない点が、多国籍企業において最大のネックとなっていました。しかし324号通知により、幹事企業は中国国内のいずれの所在地でも認められることとなったため、自貿区外に設立された財務公司や管理性公司など、グループ企業内のキャッシュ・マネジメントに最適な企業を幹事企業として選定することが可能となった点にメリットがあります。

324号通知では、中国国内メンバー企業に対し、前年度の営業収入合計が50億元以上を要求するなど、厳しい適用要件を定めていますので、当該人民元建てキャッシュ・マネジメント取引の実施可能企業は限定されていると考えられますが、該当企業には同通知の活用を検討するに値すると考えられます。

324号通知の詳細は、以下の通りです。

1. クロスボーダーでの人民元建てキャッシュ・マネジメント取引の前提条件

324号通知では、自貿区22号通知の適用も可能な場合には、324号通知と自貿区22号通知のいずれか一つを採用することが可能ですが、且つ、一旦選択すれば変更はできませんので、324号通知と自貿区22号通知との比較を通じて、324号通知の特徴を説明します。

まず、324号通知にクロスボーダー人民元建てプーリング及び経常項目の集中取引を行うグループ企業は、以下の要件を充足する必要がありますが、自貿区22号通知と比較し、当該取引を実施するグループ企業の出資比率などが明確化されている点が特徴的です。

項目	自貿区22号通知	324号通知
多国籍企業 (中国語: 跨国公司) に対する要件	多国籍グループ企業とは、資本関係を主要な基礎として(中国語: 以資本關係為主要聯結紐帶)、中国国内外の親会社、子会社、持分会社等の投資性関連関係を有するメンバーが共同で構成するグループ企業を指す (出資比率制限に関し、特段の規定なし)	多国籍グループ企業とは、資本を基礎として(中国語: 以資本為聯結紐帶)、中国国内外の親会社、子会社、持分参加(中国語: 参股)会社及びその他のメンバー企業が共同して構成する法人連合体を指す 更に、以下要件に該当する企業を含む <ul style="list-style-type: none"> ● 親会社 ● 持分比率51%以上の企業 ● 親会社、持分比率51%以上の子会社が単独或いは共同で持分比率20%以上を有する企業 ● 持分比率は20%未満だが、筆頭株主の地位にある企業

項目	自貿区 22 号通知	324 号通知
メンバー企業 (中国語: 成員公司) に対する要件	— (特段の規定なし)	中国国外メンバー企業: ● 海外での経営期間が3年以上 中国国内メンバー企業: ● 以下の全要件を充足すること - 経営期間が3年以上を有する - 地方政府融資プラットフォーム、不動産業界に属さない - 輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リストに組入れられていない

2. クロスボーダー人民元建てプーリング

(1) プーリングを行うための適用要件

クロスボーダー人民元建てプーリングを行う際には、上記の要件に加えて、以下の通り、中国国内メンバー企業に対し、前年度の営業収入合計が50億元以上を要求するなど、厳しい適用要件を定めています。

項目	自貿区 22 号通知	324 号通知
メンバー企業 (中国語: 成員公司) に対する要件	— (特段の規定なし)	中国国外メンバー企業: ● メンバー企業の前年度の営業収入合計が10億元以上 中国国内メンバー企業: ● メンバー企業の前年度の営業収入合計が50億元以上
幹事企業 (中国語: 主弁企業) に対する要件	幹事企業とは、自貿区内に登録、設立され、実際に経営或いは投資している企業を指す (財務会社を含む)	幹事企業とは、中国国内に登録、設立され、独立法人格を有し、実際に経営或いは投資している企業を指す (財務会社を含む)

(2) プーリング資金に対する制限

324号通知ではプーリング資金に対しても厳格な制限を設けています。中国国内グループ企業に対するプーリング資金は、生産経営及び実業投資活動で得られたキャッシュフローを原資とすることを求めています³。また非メンバー企業に対しての委託貸付も認められていません。

更に、海外からのプーリング資金の純流入金額は、プーリング計上所有者権益、すなわち国内メンバー

³ 324号通知では、当局宛の登記(中国語: 備案)手続き書類上に、企業が当該原資の妥当性を保証する旨の記載を要求するに止まっている。

企業の所有者持分合計に、人民銀行が定めた政策係数を乗じた金額を上限としています。現時点では、海外からの投機資金流入の警戒を背景に、同政策係数は 0.1 とされており、純流入額の上限は極めて厳しく設定されています。

項目	自貿区 22 号通知	324 号通知
プーリングに 利用可能な資金	企業の生産経営及び実業投資活動で 生じたキャッシュフローのみ * 融資活動により発生したキャッシュ フローは、当面は使用不可	企業の生産経営及び実業投資活動で生 じたキャッシュフローのみ
プーリング資金 使途の制限	— (特段の記載無し)	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券、金融デリバティブ商品及 び非自社用不動産への投資は不可 ● 理財商品の購入及び非メンバー企業 への委託貸付は実行も不可
プーリング資金の 制限金額	— (特段の記載無し)	人民元建てプーリング資金の純流入金額 は以下の計算式により上限を設定: <ul style="list-style-type: none"> ● プーリング資金の純流入金額= プーリング計上所有者権益× マクロプルーデンス政策係数 * 現在、マクロプルーデンス政策係数 は 0.1 * プーリング計上所有者権益= Σ(国内メンバー企業の所有者権益× 多国籍グループ企業の持分比率) (尚、純流出金額に対する制限は現状なし)

(3) プーリングを実施するための手続き

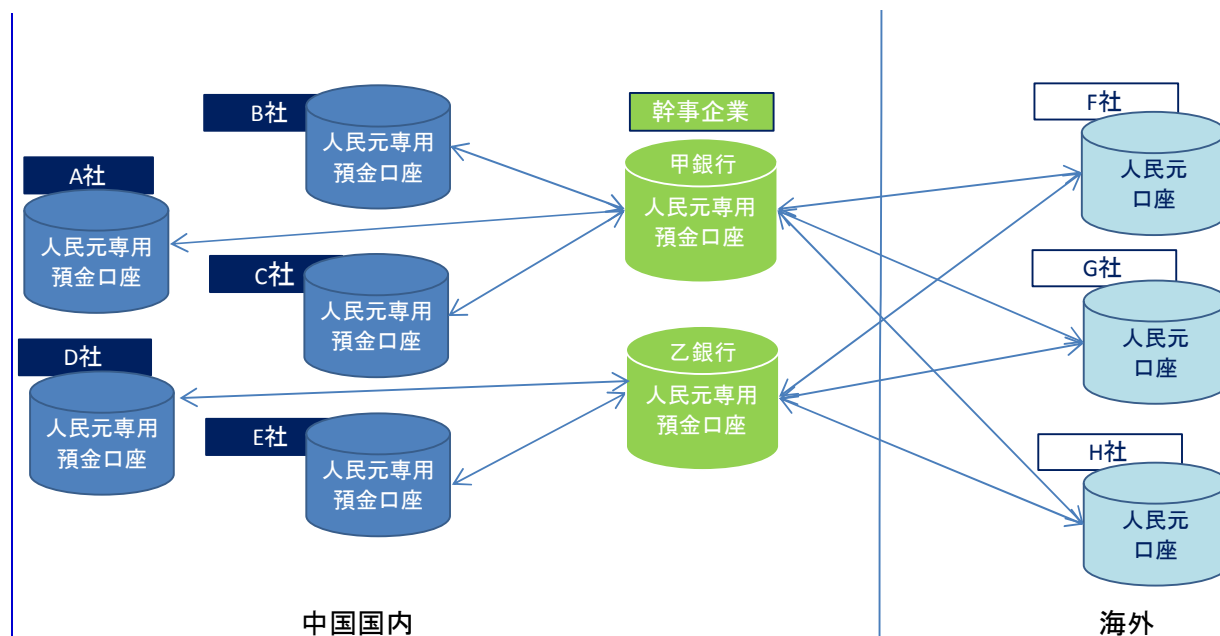
324 号通知ではプーリングの実施に当たり、幹事企業がその登録所在地において国際決済業務能力を有し経験豊富な銀行 1 行を決済銀行として選択した後、同行経由で所在地人民銀行(副省級都市中心支行以上の支店)宛に人民元専用預金口座を開設する為の届出を行う旨を新たに要求しています。

一方、従来はプーリング口座は 1 口座のみの開設に限定されていましたが、324 号通知により、人民銀行(本店)への届出を経て、複数のプーリング口座の開設が可能となっています⁴。但し、中国国内の同一企業は 1 つの資金プールにのみ参加します。

⁴ 但し、幹事企業が複数のプーリング口座を開設した場合、当該口座間での資金移動の可否について、324 号通知では定められていない。

これにより、中国国内外のグループ企業において、以下のようなプーリング取引が可能になるものと考えられます。

【クロスボーダー人民元建てプーリングの取引図】



3. 経常項目クロスボーダー人民元建て集中取引

324号では経常項目(貿易取引、サービス貿易取引)のクロスボーダー人民元建て集中取引についても、定めており、多国籍グループ企業は幹事企業或いは別途選択した他のメンバー企業を通じて、当該企業の登録所在地で、決済銀行を選択し人民元決済口座を開設することにより、集中決済が可能であり、複数口座の開設も可能です。

更に、集中決済に加えて、自貿区22号通知では許容されなかったクロスボーダーでの相殺決済も認められており、以下のいずれの方式も可能としています。

- グループ企業の実受領・支払い総額の相殺差額に基づく決済
- メンバー企業の実受領・支払金額の個別相殺差額に基づく決済

尚、財務会社が幹事企業となる場合、クロスボーダー人民元資金集中運營業務とその他の業務(自社の資産負債業務を含む)の分離記帳が求められますので、注意が必要です。

但し324号通知には自貿区22号通知と同様に、クロスボーダー人民元建て集中決済について、詳細な規定が定められていません。更に、相殺決済は324号通知により新たに認められた取引でもあり、実務面での不明点がより多く存在します。

すなわち、324号通知ではメンバー企業は締結した“集中決済協議書”に基づき業務を展開し、各自が真実性の責任を負う旨や、当該集中運營業務を行う決済銀行は業務操作規定を制定し、人民銀行宛に登記しなければならない等の定め以外に、集中決済及び相殺決済に関する具体的な手順が不明な状態です。従いまして、実務運用において、更なる補充通達の公布が望まれます。

4. まとめ

324号通知により、クロスボーダー外貨建て取引に加えて人民元建て取引に対しても、プーリング及び相殺を含む経常項目の集中取引が中国全土に開放され、画期的な規制緩和が進展したと考えられます。これにより、グローバル規模での効率的なグループ企業間キャッシュ・マネージメントの可能性が人民元建てにおいても広がることから、当該規制緩和の利用は検討の価値があると考えられます。

その一方で、当該取引を行うためにはメンバー企業の前年度の営業収入合計が50億元以上など相応の取引規模が求められるなど、当該取引を実行できる企業は極めて限定されている点に加えて、海外企業からの流入金額に対して厳格な上限が設定されている点にも留意が必要です。また、相殺決済を含む集中取引の具体的な手順を始めとして不明な点が散見されており、補充規定の公布など、実務操作面での一段の明確が望まれます。

更に、自貿区22号通知では容認されていた一定要件を満たすグループ外企業との経常項目の集中決済が、324号通知では認められておらず、その適用範囲はグループ内企業間に限定されています。また外貨建て資金集中取引では、自貿区内外を問わず、経常項目だけでなく資本項目の集中取引まで認められています。このため、グローバル規模でのより一層効率的なキャッシュ・マネージメントの実現には、更なる規制緩和が望まれます。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited